令和５年３月13日

新型コロナウイルス感染症関連ニュース　Ｖｏｌ.４１（※R2.4.13 以降カウント）

※会員専用及び県民向け HP にも掲載しております。　　（一社）島根県歯科医師会

マスク着用の取り扱いについて

以下のように変更がありましたので、お知らせいたします。

○ 行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とすること。

○　政府は各個人のマスク着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にマスクの着用を推奨すること。

一方、高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、以下の場面では、マスクの着用が推奨されています。

○　医療機関受診時

○　高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時及びこれらの施設等の従事者の勤務時

○　通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時（概ね全員の着席が可能であるものを除く）

○　新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時

患者に対して院内でのマスク着用は、「お願い」となります。「強制」とならないようご注意下さい。重傷者リスクの高い方への感染を防ぐための対応ですので、この点を理解してもらい、協力を求めてください。

また、今後も引き続き「三つの密」の回避、「こまめな換気」などの基本的な感染対策を徹底していただくようお願いします。

✦日本歯科医師会で院内掲示用ポスターが作成されましたので、適宜ご活用下さい。
ポスターは郵送予定ですが、日本歯科医師会 HP よりダウンロードも可能です。
メンバーズルーム HOME ➡ 医療管理・税務 ➡ 新型コロナウイルス感染症
➡ 新型コロナウイルス感染症について
《歯科医療機関用掲示物》●マスク着用のお願い

以上